別表第二号（第６条関係）

［第１～第７　略］

第８　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局又は1,215MHzを超え1,260MHz以下若しくは2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

［１～３　略］

［第９～第55　略］

第56　920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（第８に規定するものを除く。）の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、200nkHzとする。

［注　略］

［第57～第74　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～23　略］

24　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は移動体識別用の陸上移動局

［表略］

［注　略］

［⑵　略］

⑶　920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（⑴に規定するものを除く。）

［表略］

［注　略］

［25～39　略］

40　移動局（航空機局を除く。）のうち単側波帯（実数零点単側波帯変調方式のものを除く。）を使用する送信設備のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２⑴及び39に規定する値にかかわらず、基本周波数の尖頭電力より43dB低い値とする。

［41　略］

42　宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41及び56の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２⑴及び⑵に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

別表第二号（第６条関係）

［第１～第７　同左］

第８　916.7MHz以上920.9MHz以下、1,215MHzを超え1,260MHz以下又は2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

［１～３　同左］

［第９～第55　同左］

第56　920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、200nkHzとする。

［注　同左］

［第57～第74　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～23　同左］

24　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局

［表同左］

［注　同左］

［⑵　同左］

⑶　920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局

［表同左］

［注　同左］

［25～39　同左］

40　移動局（航空機局を除く。）のうち単側波帯（実数零点単側波帯変調方式のものを除く。）を使用する送信設備のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２⑴及び38に規定する値にかかわらず、基本周波数の尖頭電力より43dB低い値とする。

［41　同左］

42　宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、35、36、40及び55の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２⑴及び⑵に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。